

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第9回）

令和8年1月26日

【田中利用環境課課長補佐】 定刻となりましたので、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第9回会合を開催いたします。

このたび、本研究会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局利用環境課の課長補佐の田中でございます。

事務局からのウェブ会議による開催上の注意事項については、投影のとおりでござります。

本日の資料は、本体資料として議事次第と資料9-1を用意しております。

注意事項は以上になります。

また、本日は中原構成員、山本構成員が御欠席となっております。

これ以降の議事進行は、宍戸座長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】 承知しました。それでは、早速議事に入ります。

本日は事務局より、不適正利用対策をめぐる環境変化を踏まえた新たな対策の方向性について御説明をいただきたいと思います。その後、各構成員の皆様と意見交換をさせていただければと考えております。

それでは、事務局より資料9-1により説明をお願いいたします。

【田中利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。そうしましたら今回の資料、説明させていただきます。

これまでの利用環境研究会の検討経緯といたしまして、スライド1を映させていただきます。昨今、電話を用いた特殊詐欺の急増ですとか、楽天モバイル社への不正アクセス事案など犯罪の巧妙化、高度化が進んでいることを受けまして、これまで不適正利用対策ワーキンググループにおいて、電気通信サービスの不適正利用対策について議論を重ねてまいりました。去年9月に本研究会において取りまとめていただきまして、携帯電話の本人確認のルールの見直しに関する御提言をいただいたところでございます。総務省におきましては、その提言に基づき、携帯電話不正利用防止法の見直しに向けた検討を加速させてまいりました。今般、その方向性について御報告をするものでございます。

スライド2に移ります。9月の報告書の後の検討状況といたしまして、こちら、昨年の

12月のメール審議で利用させていただきました資料と同一のものですけれども、こちらからアップデートがある部分について黄色いラインマーカーを引いてございます。

概要の4の部分ですけれども、音声通信の追加回線の契約時に関する事項ですけれども、こちらは簡易な本人確認方法としてID、パスワードによる本人確認がこれまで認められていたところでございますけれども、こちらについては多要素認証を求めるべく、厳格化をするべしということで御提言をいただいたところでございます。そういった御提言を受けまして、省令改正に関するパブリックコメントを昨年の末、12月5日から本年の1月9日まで実施したところでございまして、現在、その結果をまとめているところでございますので、そちらの結果がまとまり次第、近々、改正、省令を公布する予定になっております。

また、5番につきましては上限契約台数についてです。こちらは昨年の11月の不適正利用対策ワーキンググループにおいて御議論いただいたところでございますけれども、現在、一定以上の契約については拒否をする業界ルールがございまして、こちらのルールを受けまして、役務提供拒否できる規定についての何らかのルール化について検討するようにというような御提言をいただいたところでございました。こちらについて法制化を検討するということで検討項目に入れてございます。そのほか、御提言いただいておりました2の法人の代理権ですか、6のデータSIMについても併せて法制化を検討しております。

携帯電話不正利用防止法の見直しの方向性に入る前に、携帯電話不正利用防止法の現行の規定がどのようなものかについて簡単に御説明いたします。

こちらの法の制定経緯でございますけれども、オレオレ詐欺といった振り込め詐欺の増加に対処するために、携帯電話の不正利用の防止を目的として平成17年に成立した法律でございます。そういった背景もございますので、事業者の本人確認義務としましては1のところでございますけれども、音声SIMの契約締結時等に対しまして本人確認を事業者が実施する、また、本人確認の記録の作成、保存をするようなものとなっております。また、利用者が携帯電話事業者の承諾を得ずに譲渡する無断譲渡についても禁止しております。

付帯するような規定といたしまして、2でございますけれども、警察署長による契約者の確認の求めがございます。こちらは警察署長が、携帯電話が犯罪に利用されている疑いがあると思われるときについては、契約者確認として改めてその利用者に対して本人確認ができるような規定になっております。これらに応じられなかった場合については、3の規定でございますけれども、事業者による役務提供拒否といたしまして利用者が本人確認、契約者確認に応じない場合、また、無断譲渡が行われた場合については電気通信役務の提

供を拒否できるといった規定になってございます。

4ページ目に移りまして、現在、検討しております5つの見直し事項について御説明いたします。

1ポツ目ですけれども、こちらはこれまで音声通信に対する役務が法の対象になっておりましたけれども、近年の詐欺におきまして、SNSの利用などでデータ通信が不正利用されていることを踏まえまして、データ通信役務を措置の対象に追加するものでございます。

2ポツ目ですけれども、こちら、利用者の方にもいろいろな方がございまして、短期滞在外国人の方が、データSIMを利用している実態がございます。こちらについては本人確認義務を課した上で、パスポートなどによる本人確認に関する規定を整備することを検討しております。

3ポツ目でございますけれども、こちら、警察署長による契約者確認の求めに関連する規定でございます。こちらは警察署長がデータ通信サービスの不正利用が疑われる契約者の確認を求めるために、必要な事項につきまして関係事業者への照会を可能とするような規定を考えてございます。

下の固まりに移りまして、4ポツ目でございます。こちら、個人による通常想定されない回線数に関しまして、ある一定以上の数になった場合については役務提供拒否ができるような規定を追加することを考えております。

5つ目につきまして、こちらは法人契約の際に、不正な回線契約を防止するために法人の代表者の在籍確認、すなわち代表者等の権限及び地位の確認を行う義務を追加することを考えております。

事務局からは以上でございます。

**【宍戸座長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容について構成員の皆様方から御質問、御意見等あればいただきたいと思います。いかがでございましょうか。御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせいただければと思います。送信先は全員でお願いいたします。

大谷構成員、お願いいいたします。

**【大谷座長代理】** 大谷でございます。事務局からの御説明どうもありがとうございました。

今回、上限契約台数を上回るものについての役務提供拒否についての規定などについて、

法律レベルで対応するというご説明でした。これまでの検討に際しても、上限契約台数を上回る利用は不適正利用の蓋然性が高いものだと理解しておりますので、基本的にこの考え方には賛同しているところです。一方、上限契約台数を上回る利用であっても、不適正とは言えないものが例外ケースとして存在し得るとも理解しているところです。

このため、不適正利用を排除しつつも、事業者にとっての営業の自由、それから利用者にとってのサービス利用に不当な制限や過剰規制とならないために、省令やガイドラインなどの細則を含めて、事業者が適切な判断ができるようきめ細かな対応をしていくことが必要になってくると受け止めております。

特に改正法の実効性を確保するために、ぜひこのルールの必要性について関係事業者の理解を得ることが必要だと思っておりますので、事業者の契約実務がワークするように、省令やガイドラインなどの細則を含めて、引き続き検討を深めることが必要と考えております。

私からは以上でございます。

【宍戸座長】 大谷構成員、ありがとうございました。

それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私からは、音声でも既に本人確認が義務化されているほうでも不正利用されるのは本人確認済みのものであると、つまり本人確認をして、その上で例えば端末を譲渡してはいけないという、その義務に違反して、譲渡した上で悪用されているケースがかなりあると伺っておりますけれども、それとの関係で、そういうことについて今回のデータ通信の本人確認義務化することは、相当な効果が見込めるものであるのかどうかということについては、事務局の御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

【宍戸座長】 ありがとうございました。ここまでのこと、大谷構成員からも御注意、それから森構成員からも御質問がございました。事務局から、ここまでのことでの御説明、または御質問の回答をお願いしてよろしいですか。

【田中利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。大谷先生にいただきました多回線契約で不適正利用につながらないものについては、利用者の利便のために、よく精査するべきではないかというコメントをいただいたと認識しております。どうもありがとうございます。

こちらにつきましては、実際には、法律で定めることと省令で規定していくこと等ござ

いますので、そちらの中で議論をしていければと思っております。

森先生のコメントにつきまして、音声通信のSIMについても現在のところ、例えば無断譲渡などが行われていることがあるということで御指摘をいただいたかと認識しております。

こちらにつきましては、現行の音声通信SIMに対する譲渡規制というのは既にござりますところですし、現在、増加してきております、データ通信の不正利用に対する歯止めとして今回のデータ通信を対象役務に追加するというところでございまして、こちらのデータ通信SIMについても譲渡規制がかかっていくというところでございます。相当な効果が認められるかというところですけれども、しっかりと運用などやっていけるように努めてまいりたいと思います。

【宍戸座長】 森先生、いかがでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。効果については、また検証していただければと思います。こちらの検討会の一種、アジェンダではないんですけれども、こうやって本人確認という形で不正利用をいろいろ防止していく中では、広告主の本人確認、これは広告事業者、プラットフォームによる本人確認ということも重要なテーマになっているのではないかということを、こちらで申し上げることはないかもしれませんけれども申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

ほかに御意見、それから御質問等いかがでしょうか。

そうですね。本日御欠席の中原構成員から私でコメントを預かっておりますので、そちらを代読させていただき、その後、木村構成員にお願いしたいと思います。そこで中原構成員のコメントでございますが、次のとおりでございます。

今回スライド4ページでお示しいただいた、携帯電話不正利用防止法の見直しに関する方針について異存ございませんと。その上で2点御指摘がございます。

第1に、データSIMの本人確認については、9月の報告書との対比では3が追加事項であると認識しております。今、投影をいただいておりますけど、この3の照会に関するところですね。前のページの警察署長による契約者確認をより実効的なものとするために必要な措置であると思いますので、これも含めて異存ございません。

第2に、契約回数上限については携帯電話不正利用防止法による義務づけまでは踏み込まず、役務提供拒否事由にとどめることは現時点では合理的であると思います。また、法

人については差し当たり、代表者等の在籍確認を強化するにとどめる点では個人についての規制よりも緩やかではありますが、法人という抜け道を使った悪用の実態を今後注視していく、特に個人について規制を設ければ法人に流れていくことも危惧されるので、将来的に注意を要するという留保はつけますが、現時点での対応案として支持いたします。

以上が、中原構成員のコメントでございました。

それではお待たせいたしました、木村構成員、よろしくお願ひいたします。

**【木村構成員】** 主婦連の木村です。御説明ありがとうございます。

私も今回のこの見直しについては原則として賛同いたします。データ通信役務を対象に追加するなど、利用手段の変化に合わせて、こういった規制を変えていくことは利用者にとっても大変望ましいことですし、明らかに不適切と思われる契約について事業者が規制できる根拠となることは大変重要だと思っております。ただし、先ほど大谷構成員からもありましたけれども、それに伴って利用者が不利益になってしまうことは問題だと思いまして、今回の改正はこれでよいのではないかと思っております。

1点、ここのマターではないんですけども、こういった契約におけるいろいろな問題が出てくるところ、現在、新規契約がとても優遇されていて、その契約の在り方をもう少し改善していくと回線数の増加というか、不適切な多回線契約が減るのではないかでしょうか。

あと、通信の秘密になってしまって実際には難しいのかかもしれません、明らかに不適切ではないかという利用に対して、少し踏み込んでいく規制があるといいのではないかと思います。これは今後の課題になると思いますが、ここのマターではなくても総務省において、検討していただければ幸いでございます。

以上です。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。

事務局から、今の中原構成員、木村構成員の御指摘について何かございますか。

**【田中利用環境課課長補佐】** ありがとうございます。中原構成員からは2点いただいたと思っていまして、一つが3について御賛同いただけるということでした。

2つ目の契約回線上限につきまして、法人の部分と個人の部分と現時点の方向性について、そうですね、支持いただいたということで、ありがたく受け止めさせていただきました。

木村構成員の御意見につきましては、いただいたとおりだと思います。利用者の多回線

契約の際に利用者の不利益にならないようにというところでございますけれども、今回考えておりますのは役務提供拒否ができるという規定でして、しなくてはならないというものではない点と、先ほど大谷先生へのコメントでも申し上げましたとおり、今後、こここの部分の詳細な制度設計につきましては留意されていくものだと思っております。また、新規契約の在り方への改善につきましても、所要の議論がされていくものと思っております。

最後は、不適切な利用に対する歯止めというところでございますけれども、そちらにつきましては、これまでどおり、警察署長による契約者確認の求めなどもございますし、いろいろな形でそういった不適正利用につきまして、しっかりと歯止めがかかるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

本日の議論、御出席の構成員の皆様から御質問、また、御意見、御希望は全て承っているという認識ですが、ほかに何か重ねてございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。

私からも最後、一言申し上げたいと思いますけれども、今、投影いただいているように現在の多様化、複雑化する携帯端末向けの電気通信役務の不正利用を防止する観点から、このたび、データSIMの本人確認関係、また、契約回数線上限関係において、それぞれの2つの面において幾つか踏み込んだ制度整備、対応を行うことは時宜にかなったものだと思っております。

構成員の皆様から御指摘いただいた点にも重なりますけれども、これらの対策が第一義的には、まず実効性があるものであることと、それから第2に、これで必要かつ十分かどうかということについては、ICTの分野ですので、制度整備それから実施に当たって、併せてこれについての効果が検証できるような形でのデータの収集、分析を、これは関係する事業者の方々の御協力を得てということになるのだとは思いますけれども、しっかりとしていく、それによって安全で安心なICTの利用、あるいはデジタル社会の形成に貢献していくことが大事であるだろうと思っております。

今回の検討に当たりましては、この検討会の下に設けられました大谷構成員を主査とする不適正利用ワーキンググループにおいて、非常に入念な御検討をいたいてきましたと思いますし、また、関係する事業者の方々からもヒアリング等で様々な御協力を得ていると思います。改めまして、その点につきましては私からも御礼を申し上げたいと思います。

事務局、総務省におかれましては本日の議論を踏まえて、御提案をいただいている2つ

の大きな政策と、具体的には5つの項目でございますけれども、これについて速やかに制度整備を進められるよう、お願ひをしたいと思っております。

私から以上でございますが、最後に事務局からお願ひをいたします。

**【大内利用環境課課長】** 宮戸座長をはじめ、構成員の皆様、また、ワーキンググループのオブザーバーの警察庁様も含めまして、本日、週明けの大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。総務省利用環境課長の大内でございます。

本日、これまで不適正利用対策ワーキンググループで御議論いただいた通信サービスに係る特殊詐欺等の不正利用対策についてということで、今後の取組の方向性について取りまとめていただきました。

特にデータ通信サービスを悪用した被害が大変増加している中で、データ専用SIMの本人確認強化ですか多回線契約の被害防止は、喫緊の課題であると考えておりますし、このたび、制度整備の必要性について力強いサポート、御助言いただきましたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。政府、総務省といたしましてもスピード感が極めて重要と考えておりますので、国会情勢等が許せばという大きな前提付きとなりますけれども、本年のできるだけ早い段階で、携帯電話不正利用防止法の見直しを含むルール整備に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今回、当面できることから取り組むというものでございますけれども、不正対策に終わりはございませんので、先ほど宮戸座長からもいただきましたけれども、我々といたしましても警察庁はじめとする関係省庁、また、関係事業者様と連携をいたしまして実態把握、既存の取組の効果検証等を不斷に行っていきたいと思いますとともに、新たな課題が生じた場合には改めて皆様に御相談させていただきたいと思いますので、引き続きよろしくどうぞお願ひ申し上げます。本日、どうもありがとうございました。

**【宮戸座長】** ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第9回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様、お忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございました。